

岩手県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第69号

岩手県警察本部組織条例の一部を改正する条例

岩手県警察本部組織条例（昭和29年岩手県条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警務部</p> <p>ア～テ [略]</p> <p>ト [略]</p> <p>ナ [略]</p> <p>ニ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警務部</p> <p>ア～テ [略]</p> <p><u>ト 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）</u></p> <p><u>第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u></p> <p>ナ [略]</p> <p>ニ [略]</p> <p>ヌ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。